令和7年度　随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方を選定した理由	摘要
空知総合振興局 森林室 森林整備課	空知団地育林事業その1	R7.3.25	岩見沢市4条西15丁目3番地 協同組合　アースグローイング	114,950,000円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号） 育林事業及び治山事業に係る造林請負契約（以下「造林契約」という。）において、広範囲にわたる施行場所の地拵、植栽、下刈、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ一体的に施行される場合に、当該造林契約を履行できるものが他にいないと明らかに認められるため。	
空知総合振興局 森林室 森林整備課	空知団地育林事業その2	R7.4.25	岩見沢市4条西15丁目3番地 協同組合　アースグローイング	116,710,000円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号） 育林事業及び治山事業に係る造林請負契約（以下「造林契約」という。）において、広範囲にわたる施行場所の地拵、植栽、下刈、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ一体的に施行される場合に、当該造林契約を履行できるものが他にいないと明らかに認められるため。	
空知総合振興局 森林室 森林整備課	岩見沢地区ほか森林整備事業	R7.4.25	岩見沢市4条西15丁目3番地 協同組合　アースグローイング	72,050,000円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号） 育林事業及び治山事業に係る造林請負契約（以下「造林契約」という。）において、広範囲にわたる施行場所の地拵、植栽、下刈、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ一体的に施行される場合に、当該造林契約を履行できるものが他にいないと明らかに認められるため。	
空知総合振興局 森林室 森林整備課	トップ地区保安林総合改良工事 ほか5工事	R7.4.25	岩見沢市4条西15丁目4番地 協同組合　アースグローイング	49,390,000円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号） 育林事業及び治山事業に係る造林請負契約（以下「造林契約」という。）において、広範囲にわたる施行場所の地拵、植栽、下刈、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ一体的に施行される場合に、当該造林契約を履行できるものが他にいないと明らかに認められるため。	
空知総合振興局 森林室 森林整備課	森林調査委託業務	R7.4.25	札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館　4階 一般社団法人 北海道森林整備公社	23,705,000円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号） 契約の目的物が代替性のないものであるとき 調査測量業務は伐採木調査や野ねずみ生息数予察調査など専門的な知識、経験を必要とする特殊な業務であり、当該業務を総合的に履行できる者が他にいないため。	
空知総合振興局 森林室 森林整備課	空知管理区道有林野野ねずみ 防除剤航空散布委託業務	R7.10.16	エアロトヨタ株式会社	977,900円	・地方自治法施工令第167条の2項第1項第2号（随意契約） ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） 「道有林野野ねずみ防除剤航空散布業務委託事務取扱要領の第4委託の相手方の選定」に基づきベル206B型ヘリコプター又は同等以上の性能を有する機種及び農林水産航空協会の散布装置認定委員会で認定された粒状散布装置を保有する者かつ当該業務を処理するために必要な資力、信用、経験等を有すると認められる（北海道の地理・気象条件等を総合的に判断して設定した期限内に業務が履行できる能力があること、かつ、道内に営業所を持ち臨機の処置に速やかに対応できる体制が整っていることが必要であることから、道内に営業所（支店）を保有し、かつ北海道での野ねずみ防除剤散布実績（契約履行実績）がある）者が選定要件であり、道の調査結果からこの要件を満たす航空会社は、「エアロトヨタ株式会社」の1社である。	